

平成二十年十一月十四日受領
答弁第一九三号

内閣衆質一七〇第一九三号

平成二十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による秘密指定文書の流出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による秘密指定文書の流出に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のとおりである。

二について

極秘、秘又は取扱注意の指定が行われた文書を外部の者に配付し又は提示する必要がある、これらの指定を一般に解除することが不適切であると判断される場合である。

三について

御指摘の事例は存在する。

四から六までについて

外務省として、平成十三年三月五日に鈴木宗男衆議院議員とロシユコフ・ロシア連邦外務次官（当時）との間で会談が行われ、同会談に東郷和彦外務省欧州局長（当時）等が同席したことは承知している。当時の外務省欧州局ロシア課長は小寺次郎である。

七及び八について

お尋ねの文書の存否についてお答えすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。

九から十五までについて

外務省として、御指摘の文書が日本共産党のホームページに掲載されていることは承知しているが、出所が明らかではない文書についてコメントすることは差し控えたい。